

## 川口駅周辺まちづくりビジョン策定検討会設置要綱

## (設置)

第1条 川口駅周辺まちづくりビジョンの策定に際し、専門的知見の活用や関係主体の合意形成等に資するため、川口駅周辺まちづくりビジョン策定検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 検討会は、川口駅周辺まちづくりビジョンの策定に関し必要な事項について検討する。

## (構成員)

第3条 検討会は、専門知識を有する者、産業団体を代表する者、公共交通機関事業者を代表する者及び市職員のうちから市長が選任した者をもって構成する。

2 構成員の任期は、選任の日から令和4年3月31日までとする。

## (座長及び副座長)

第4条 検討会に、座長及び副座長を置き、構成員の互選によってこれを定める。

2 座長は、検討会の会務を総理する。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代理する。

## (検討会の開催等)

第5条 検討会は、市が必要に応じて開催する。

2 検討会は、必要があると認めるときは、会議に構成員以外の者の出席を求めることができる。

## (庶務)

第6条 検討会の庶務は、都市計画部都市交通対策室において処理する。

## (会議の公開)

第7条 検討会は公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、座長は検討会に諮り、会議を公開としないことができる。

## (雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、検討会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

## 附 則

この要綱は、令和3年6月2日から施行する。